

# 大府市読書活動推進計画 2026

2022（令和4）年3月

大府市

## はじめに

本市における読書活動施策として、2012（平成24）年3月に読書活動分野における取組の方向性を定めた「大府市子ども読書活動推進計画」を策定し、その後、子どもだけではなく大人も含めた計画として2017（平成29）年3月に改訂した「大府市読書活動推進計画2021」により、全ての世代の市民の自主的な読書活動を推進してきました。

この間、スマートフォンやSNS等の普及によるコミュニケーションツールの多様化や新型コロナウイルス感染症の影響などにより読書環境に急激な変化が起きています。また、2019（令和元）年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が制定され、障がいの有無に関わらず読書活動を円滑に行える社会の実現が求められています。

このたび、計画期間の終了に伴い策定する「大府市読書活動推進計画2026」は、こうした社会状況の変化に対応し、充実した読書による学習活動により健やかな心の醸成を図り、人びとの生活が多様化、複雑化する中でも、読書活動をする時間を確保することを目指しています。

2022（令和4）年度からの5年間を計画期間とした新たな計画に基づき、乳幼児期・小学校期・中学校期・成人期（義務教育終了後）の各世代において、家庭・各施設・図書館・地域等がそれぞれの役割を果たすことを推進しながら、「第6次大府市総合計画」の文化活動の分野別計画として、本市におけるこれまでの取組と読書を取り巻く社会状況を踏まえ、事業を推進してまいります。

本市は、「住みよいまち」として高い評価を受け、緩やかに人口が増加してきております。これからも、本市に暮らす全ての市民の皆様が「いつまでも住み続けたいサステナブル健康都市おおぶ」を実感できるよう「大府市読書活動推進計画2026」に基づき着実に読書活動施策を進めてまいります。

最後に「大府市読書活動推進計画2026」の策定にあたり、おおぶ文化交流の杜図書館運営委員をはじめ、多くのご意見、ご提言をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

大府市長 岡村 秀人



# 目 次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第1章 計画策定の趣旨                 | 1  |
| 1 計画策定の背景と経緯                | 1  |
| 2 計画の位置付け                   | 2  |
| 3 計画期間                      | 2  |
| 4 計画の目標                     | 2  |
| 5 計画推進の基本方針                 | 3  |
| 第2章 市の読書環境                  | 4  |
| 1 読書関連の公共施設                 | 4  |
| 2 図書館の概要                    | 6  |
| 第3章 読書活動推進のための取組            | 8  |
| 1 ライフステージに応じた読書活動の推進        | 8  |
| (1) 乳幼児期                    | 8  |
| ① 家庭での取組                    | 8  |
| ② 幼稚園・保育園・児童（老人福祉）センター等での取組 | 8  |
| ③ 図書館での取組                   | 9  |
| (2) 小学校期                    | 10 |
| ① 家庭での取組                    | 10 |
| ② 小学校での取組                   | 10 |
| ③ 児童（老人福祉）センターでの取組          | 11 |
| ④ 放課後クラブでの取組                | 11 |
| ⑤ 図書館での取組                   | 11 |
| ⑥ その他の取組                    | 12 |
| (3) 中学校期                    | 12 |
| ① 家庭での取組                    | 12 |
| ② 中学校での取組                   | 13 |
| ③ 図書館での取組                   | 13 |
| (4) 成人期（義務教育終了後）            | 14 |
| ① 地域での取組                    | 14 |
| ② 福祉関係団体での取組                | 14 |
| ③ 図書館での取組                   | 15 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 2 読書活動推進のための環境整備 .....       | 16 |
| (1) 図書館の環境整備 .....           | 16 |
| ① 主なサービスと事業の現状 .....         | 16 |
| ② 重点整備事項 .....               | 17 |
| (2) 読書活動を支えるボランティアへの支援 ..... | 18 |
| (3) 地域・関連機関の連携と協力 .....      | 18 |

## 資料編

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 1 子どもの読書活動の推進に関する法律 .....              | 19 |
| 2 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次基本計画）の概要 .. | 21 |
| 3 文字・活字文化振興法 .....                     | 22 |
| 4 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 .....        | 25 |
| 5 策定の経過 .....                          | 30 |
| 6 おおぶ文化交流の杜図書館運営委員名簿 .....             | 30 |
| 7 事務局名簿 .....                          | 30 |

## 第 1 章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景と経緯

国や地方公共団体は、全ての国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境の整備をしていく必要があります。

国は、2000（平成 12）年を子ども読書年とし、同年 5 月に国立国会図書館の支部図書館として国際子ども図書館を開館し、2001（平成 13）年 12 月に子どもの読書活動の推進に関する法律（以下「子ども読書活動推進基本法」という。）を公布・施行しました。この法律では、子どもの読書活動の推進に関して、基本理念が定められ、国と地方公共団体の責務などを明らかにしています。また、2002（平成 14）年 8 月には、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定・公表し、施策の基本的方向を明らかにしました。2005（平成 17）年に文字・活字文化振興法を制定し、「市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努める」と定め、さらに人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備などの、公立図書館運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるよう求めています。

さらに、2019（令和元）年に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）を制定し、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを求めています。

こうした背景の中で、愛知県においては、子ども読書活動推進計画が 2004（平成 16）年に策定されており、本市においても、子どもの読書活動に関する施策を推進するための指針として 2012（平成 24）年に「大府市子ども読書活動推進計画（計画期間 2012（平成 24）年度から 2016（平成 28）年度）」を策定しました。その後、子どもだけでなく大人も含めた全世代を対象とした「大府市読書活動推進計画 2021（計画期間 2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度）」に改訂し、取組を進めてきました。

このたび、「大府市読書活動推進計画 2021」が計画期間の満了を迎えることを契機に、情報通信技術の進歩や新型コロナウイルス感染拡大を契機とした新しい生活様式などの社会環境の急激な変化に対応し、生涯にわたる「学び」の糧となる読書活動を一層進めるため、本計画を策定しました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、子ども読書活動推進基本法第9条第2項に基づく「子ども読書活動推進基本計画」に位置付けるとともに、読書バリアフリー法第8条第1項に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」に位置付けるものとします。また、文字・活字文化振興法の趣旨を踏まえるとともに、国の策定した子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次基本計画）、愛知県の愛知県子ども読書活動推進計画（第4次）と連携した計画とします。

また、第6次大府市総合計画を上位計画として、「大府市読書活動推進計画 2021」の基本的な目標や方針を引き継ぎ、今後の大府市全体での読書活動の推進に関する方向性と取組を示すものとします。

## 3 計画期間

2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間を計画期間とします。

## 4 計画の目標

### （1）全世代に対する読書活動の推進

全ての市民が生涯にわたって知識を獲得し、心を豊かにする活動のひとつとして、読書活動の推進に取り組み、国の読書推進の基本方針及び第6次大府市総合計画の2030（令和12）年度における目標である不読率（\*1）50%の達成を目指します。

| 市民意識調査 | 2020（令和2）年度（実績） | 2026（令和8）年度（目標） |
|--------|-----------------|-----------------|
| 不読率    | 58.1%           | 53%             |

### （2）読書活動推進のための環境整備

障がいの有無に関わらず、生涯の各ステージ、個人の状況に応じて、必要な図書、情報が得られるよう、機会の充実と環境整備に努めます。

### （3）読書活動を支えるボランティアへの支援

活動の場や情報の提供を行い、様々な機会を読書活動の推進へつなげるよう支援します。

### （4）関連する機関の連携協力

読書活動に関連する機関は相互に連携協力し、市民の読書活動の推進に努めます。

---

（\*1）不読率：先月の1か月間に、本（新聞、漫画、雑誌を除く）を1冊も読まなかった人の割合。

## 5 計画推進の基本方針

市民の日常の中に読書が根付くよう、読書の有用性を対象に合わせて様々な媒体を活用して広く発信していくとともに、図書館、学校、地域などが連携して読書活動を支援します。また、市民が利用する施設やボランティアなどの団体、地域と協働し、市民が生涯にわたり読書に親しめる環境づくりに取り組みます。

本計画の進捗管理は、目標に定めた市民の不読率については、隔年で実施する市民意識調査の中で状況を確認するとともに、本計画に基づきおおぶ文化交流の杜図書館（以下「図書館」という。）が策定するおおぶ文化交流の杜中期計画及び年間事業計画など関連機関の取組状況の確認をしていきます。

## 第2章 市の読書環境

### 1 読書関連の公共施設

市民が学習し、情報を入手し、文化的な生活を営むため、市民の求める資料や情報を提供する中心施設として、図書館を設置しています。また、図書館は、市内の方のみならず、市外からの利用も多く、本市と同規模自治体（人口6～10万人）の中で、2016～2020年度の5年間連続貸出図書数全国1位となりました。

図書館のサービスポイントとして公民館と石ヶ瀬会館、歴史民俗資料館があり、図書館の資料の貸出・返却ができます。各公民館には図書室が、石ヶ瀬会館には図書コーナーがあります。

また、乳幼児期に読書に親しめる環境として、保育園、児童（老人福祉）センター、子どもステーションなどがあり、学童期に読書に親しめる環境として、放課後クラブがあります。また、学校は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学が立地しています。

●図書館及び図書館のサービスポイント（\*2）である市の公共施設（※蔵書数は2021年3月末現在）

| 施設名（開館時間）               |                                                                       | 蔵書数                    | 所管              |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------|
| 図書館（9：00～20：00）         |                                                                       | 約 39 万冊<br>（AV・電子書籍含む） | 市民協働部<br>文化交流課  |
| 公民館（9館）<br>（9:00～21:00） | 大府公民館、森岡公民館、<br>共長公民館、神田公民館、<br>東山公民館、吉田公民館、<br>長草公民館、横根公民館、<br>北山公民館 | 約 4.47 万冊              | 市民協働部<br>協働推進課  |
| 石ヶ瀬会館（9：00～21：00）       |                                                                       | 約 2,100 冊              | 健康未来部<br>子ども未来課 |
| 歴史民俗資料館 9：00～18：00      |                                                                       | 貸出・返却のみ                | 市民協働部<br>文化交流課  |

（\*2）サービスポイント：図書館のサービスを利用者が受けられる場所のこと。

●読書に親しめる市の公共施設

| 施設名                       |                                                                                                                        | 所管               |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 保育園<br>(12 園)             | 大府保育園、桃山保育園、柊山保育園、横根保育園、北崎保育園、追分保育園、荒池保育園、共長保育園、長草保育園、吉田保育園、米田保育園、若宮保育園                                                | 健康未来部<br>幼児教育保育課 |
| 児童（老人福祉）<br>センター<br>(9 館) | 大府児童老人福祉センター、神田児童老人福祉センター、北山児童老人福祉センター、東山児童老人福祉センター、共和西児童老人福祉センター、共長児童センター、吉田児童老人福祉センター、石ヶ瀬児童老人福祉センター、神田児童老人福祉センター北崎分館 | 健康未来部<br>子ども未来課  |
| 子どもステーション                 |                                                                                                                        | 健康未来部<br>子ども未来課  |
| 放課後クラブ<br>(9 か所)          | 大府放課後クラブ、大東放課後クラブ、神田放課後クラブ、北山放課後クラブ、東山放課後クラブ、共和西放課後クラブ、共長放課後クラブ、吉田放課後クラブ、石ヶ瀬放課後クラブ                                     | 教育委員会<br>学校教育課   |

●市内の学校

| 施設名             |                                                         | 所管             |
|-----------------|---------------------------------------------------------|----------------|
| 小学校（9 校）        | 大府小学校、大東小学校、神田小学校、北山小学校、東山小学校、共和西小学校、共長小学校、吉田小学校、石ヶ瀬小学校 | 教育委員会<br>学校教育課 |
| 中学校（4 校）        | 大府中学校、大府西中学校、大府北中学校、大府南中学校                              |                |
| 高等学校（3 校）       | 大府高等学校、大府東高等学校、桃陵高等学校                                   | 県教育委員会         |
| 特別支援学校<br>（3 校） | 大府特別支援学校、大府もちのき特別支援学校、大府もちのき特別支援桃花校舎                    |                |
| 大学（2 校）         | 至学館大学                                                   | 学校法人至学館        |
|                 | 人間環境大学                                                  | 学校法人河原学園       |

## 2 図書館の概要（2021 年 3 月末現在）

| 項目                      | 内容                                                  |
|-------------------------|-----------------------------------------------------|
| 延床面積                    | 3,650 m <sup>2</sup>                                |
| 最大収容冊数                  | 40 万冊（開架…17 万冊、閉架…23 万冊）                            |
| 蔵書数<br>（図書館は AV・電子書籍含む） | 434,031 冊<br>（図書館…389,342 冊、公民館等…44,689 冊）          |
| AV 資料                   | 10,460 点                                            |
| 雑誌                      | 22,427 冊（324 タイトル）                                  |
| 新聞                      | 35 紙                                                |
| 電子図書                    | 2,102 冊                                             |
| 外部データベース                | ジャパンナレッジ、中日東京新聞、ヨミダス歴史館、日経テレコン、官報、ナクソス、ざっさく雑誌、D1 法律 |
| 一般図書コーナー<br>（IC 予約棚含む）  | 自動貸出機…5 台<br>OPAC（*3）（キーボード式…4 台、タッチ式…3 台）          |
| 児童図書コーナー                | 自動貸出機…2 台<br>OPAC（タッチ式…2 台）                         |
| レファレンスコーナー（*4）          | OPAC（キーボード式…1 台、タッチ式…1 台）                           |
| ICT、DB コーナー             | 10 台                                                |
| AV 視聴ブース                | 10 台                                                |
| 来館者数                    | 346,537 人（令和 2 年度実績）                                |
| 個人登録者数（2020 年度）         | 2,795 人（累計…64,340 人）                                |
| 年間貸出冊数（2020 年度）         | 1,270,149 冊                                         |
| 利用者一人当たりの貸出冊数           | 4.3 冊                                               |
| その他設備                   | 拡大読書器、除菌機、IC 検温機                                    |
| 実利用者数（2020 年度）          | 20,038 人<br>（市内…12,450 人、市外…7,588 人）                |

（\*3）OPAC：Online Public Access Catalog の略、オンラインで検索できる蔵書目録。入力方法がキーボード式とタッチ式がある。

（\*4）レファレンスコーナー：利用者が必要とする文献や参考図書についての問い合わせに対応する場所のこと。

●年代別貸出状況（2020 年度）

| 年齢（歳） | 貸出冊数（冊） | 年齢（歳） | 貸出冊数（冊）   |
|-------|---------|-------|-----------|
| 0～6   | 48,610  | 41～50 | 319,849   |
| 7～12  | 142,276 | 51～60 | 135,592   |
| 13～15 | 32,570  | 61～70 | 110,292   |
| 16～18 | 11,818  | 71～80 | 90,684    |
| 19～22 | 18,686  | 81～   | 10,493    |
| 23～30 | 47,126  | 合計    | 1,270,149 |
| 31～40 | 302,153 |       |           |

●年度別貸出冊数

| 年度          | 貸出冊数（千冊） | 年度         | 貸出冊数（千冊） |
|-------------|----------|------------|----------|
| 2016（平成 28） | 1,339    | 2019（令和元）  | 1,529    |
| 2017（平成 29） | 1,379    | 2020（令和 2） | 1,543    |
| 2018（平成 30） | 1,467    |            |          |

※2016～2020 年度同規模自治体で貸出冊数全国 1 位

●実利用者数（個人）

| 年度          | 市内（人）  | 市外（人） | 合計（人）  |
|-------------|--------|-------|--------|
| 2016（平成 28） | 16,425 | 7,344 | 23,769 |
| 2017（平成 29） | 16,239 | 8,266 | 24,505 |
| 2018（平成 30） | 16,097 | 9,015 | 25,112 |
| 2019（令和元）   | 15,599 | 9,295 | 24,894 |
| 2020（令和 2）  | 12,450 | 7,588 | 20,038 |

## 第3章 読書活動推進のための取組

### 1 ライフステージに応じた読書活動の推進

#### (1) 乳幼児期

乳児期には、保護者や周囲の大人からの語りかけによって感性や情操が育まれ、安心感や信頼感が醸成されます。幼児期には、自我が芽生え、絵本に興味をもち、その世界を楽しむことができるようになり、お気に入りの本を繰り返し手にするようになります。

##### ① 家庭での取組

子どもにとって最も身近である保護者や家族との関わりの中で初めて本にふれる場です。語りかけとともに、絵本の読み聞かせ（\*5）をすることが大切です。保護者が読み聞かせをしたり、率先して読書に親しんだりすることにより、子どもの読書への関心を引き出す大事な時期ですが、子育てに負担を感じている保護者も少なくないことから、社会全体で支援していくことが求められています。

##### 【重点的取組】

- ◆ 図書館や児童（老人福祉）センターで行われるおはなし会などへ家庭から積極的に参加できるよう情報を提供します。また、託児などにより参加しやすい環境づくりに努めます。
- ◆ 子どもと一緒に図書館や公民館の図書室を利用し、本のある空間に親しみを持たせるよう施設のPRに努めます。
- ◆ 図書館などから配布される子どもの本の紹介や団体が発行する情報誌の紹介などを通して、子どもが良い本に接することができるよう情報提供します。

##### ② 幼稚園・保育園・児童（老人福祉）センター等での取組

保育園では、保育士による読み聞かせ、紙芝居を行っています。公立保育園の年中、年長園児には、おはなし、科学、生活などの内容がまとめられた総合絵本を毎月配布し、園内で見たり、家庭で楽しんだりしてもらっています。

児童（老人福祉）センターでは、自由参加あそびサークル（\*6）で絵本の読み聞かせと絵本の紹介を行っています。図書室を備え、図書の貸し出しを行っています。

##### 【重点的取組】

- ◆ ボランティアによる読み聞かせ等を取り入れます。
- ◆ 保護者に絵本の紹介を行うなど、読み聞かせの大切さを伝えます。

---

（\*5）読み聞かせ：主に乳幼児から小学生の子どもを対象として、絵本などを見せながら音読する行為。

（\*6）自由参加あそびサークル：児童センターで定期的に開催される、就学前の子どもと保護者が自由に参加できる教室。季節のあそびや工作、体操などを行う。

### ③ 図書館での取組

毎月定例のおはなし会を実施するほか、図書館子どもまつりでは子どもたちが楽しめる様々な催しを行っています。子育て支援講座を開催し、保護者も読書に親しむきっかけづくりを進めることで生涯を通じての読書活動に発展するよう努めています。

#### 【重点的取組】

- ◆ 館内にブックスタートコーナー（\*7）、特集コーナーを設置し、ブックリスト（\*8）を作成し、配布します。
- ◆ 保健センターにおいても、赤ちゃん訪問時に絵本の紹介、乳幼児健診時には「児童図書だより」を配布し、図書館利用の勧奨を行うなど図書館と連携していきます。
- ◆ ボランティアの絵本サークルによる絵本カフェ（\*9）の開催、絵本の情報誌の発行を支援します。
- ◆ 保護者向けの情報発信を強化し、読書に親しむきっかけづくりを進めます。

---

（\*7）ブックスタートコーナー：乳幼児対象の絵本を集めたコーナー。

（\*8）ブックリスト：読書への興味・関心を持ってもらうために、対象年齢やある基準により選択した図書資料を紹介する目録。

（\*9）絵本カフェ：絵本に興味がある、絵本が好きという人たちがお茶を飲みながら絵本について語りあう集まり。講師による読み聞かせ講座、絵本の紹介なども行われる。

## (2) 小学校期

低学年では、自分でも本が読めるようになってきます。しかし、まだ保護者による読み聞かせが必要な時期です。中学年では、知識欲が増大し、仲間との共感のなかで学ぼうとする意識が強くなります。高学年では、自我の意識が強くなり、自分の意志をはっきりさせようとし、個人個人の読書傾向も明確になってきます。

### ① 家庭での取組

自分で本を読むことができるようになってくるこの時期に、家庭での読書環境が重要になってきます。保護者や家族が読書する姿を目にすることで読書への興味を持つようになります。一方、ゲームにも熱中し始める時期であり、読書活動とのバランスが課題です。

#### 【重点的取組】

- ◆ 保護者や家族が積極的に読書活動を行い、読書の楽しさを伝えるよう啓発します。
- ◆ 図書館や書店、インターネットを利用し、子どもが本に親しむ機会が増えるように努めます。
- ◆ タブレットを読書活動に使用することで、読書に親しむ環境を推進します。

### ② 小学校での取組

朝の読書タイム等を設け、読書に親しむ時間を確保しています。専門家やボランティアによるブックトーク(\*10)を実施し、図書に興味を持てるような機会を提供しています。

学校図書館には図書館システムを導入し、検索、貸出管理を行います。また、2週間に1、2回の頻度で、市の図書整理員が図書の受入れ、蔵書点検、廃棄をしています。

#### 【重点的取組】

- ◆ 読み物や調べ学習に対応した資料など、多様な図書資料を備えています。
- ◆ 学校図書館に足を踏み入れやすい雰囲気をつくり、児童の来館を促します。
- ◆ 目的の図書や資料が容易に探せるよう配置を工夫します。
- ◆ 児童に学校図書館の利用方法を教え、読書活動、調べ学習活動の支援を行います。
- ◆ 学級活動や授業の中で学校図書館を利用する機会を活かします。

---

(\*10) ブックトーク：本への興味を引き出すよう工夫をこらして、何冊かの本の内容の紹介を行い、面白さを伝える活動。

- ◆ 読書タイム、読書週間、読書月間などを設け、自主的に本と向き合い、読書の習慣を身につけられるよう支援を行います。
- ◆ 読み聞かせやブックトークを開催し、児童が読書に興味を持つ機会を増やします。
- ◆ 図書整理員や図書貸出返却用端末の適切な配置や、必要な図書の購入を図ることで、児童の読書活動を推進します。

### ③ 児童（老人福祉）センターでの取組

児童（老人福祉）センターでは、絵本、児童書などが整備され、職員やボランティアによる読み聞かせの会を開催しています。

#### 【重点的取組】

- ◆ 図書館の団体貸出を活用し、多種多様な図書を児童に提供します。
- ◆ 子どもたち同士で読み聞かせを行うことで年齢差にかかわらず交流を促進し、社会性を養います。

### ④ 放課後クラブでの取組

放課後クラブでは、絵本、児童書などが整備され、職員やボランティアによる読み聞かせの会を開催しています。自主学習や自由遊びなどの時間に読書することができます。

#### 【重点的取組】

- ◆ 図書館の団体貸出を活用し、多種多様な図書を児童に提供します。
- ◆ 子どもたち同士で読み聞かせを行うことで年齢差にかかわらず交流を促進し、社会性を養います。

### ⑤ 図書館での取組

図書館の仕組み、役割を知ってもらうために、市内小学校を対象とした図書館見学ツアーを開催しています。また、図書館子どもまつりでは、おはなし会のほか工作教室やクイズの催しを行い、図書館に足を運ぶきっかけをつくっています。ウェブサイトにも子ども向けページを設け、利用方法やルールを紹介しています。

#### 【重点的取組】

- ◆ 子どもが親しみやすく興味を持つものや質の高いものなど、幅広い資料の収集に努めます。

- ◆ 小中学校の授業に関連した図書資料を複数確保し、市内小中学校を対象に貸出しするサービスのための学校貸出専用コーナーの利用を周知し、調べ学習を支援します。
- ◆ 調べ学習講座や一日司書体験を実施し、学習や実習体験を支援します。
- ◆ 親子で参加できる行事を開催し、保護者にも図書館に親しんでもらい、読書の大切さを伝えます。
- ◆ 児童室の装飾や本の紹介ポップ<sup>(※11)</sup>を工夫し、図書館を訪れたいくなるような仕掛けを施します。
- ◆ 図書館職員に親しみを持ってもらうため、来館する児童、保護者に積極的に声がけを行います。
- ◆ 子どもの読書に関わるボランティア団体の活動を支援します。
- ◆ 子どもの読書に関わる人たちからの問い合わせや資料の提供に対応できるよう職員の知識の向上に努めます。
- ◆ 施設からの要望に応じ、出張で図書館職員が読み聞かせ等を行います。
- ◆ 図書館見学ツアーをきっかけに、図書館貸出カードを登録してもらうことで、読書活動を身近にできる環境を推進します。

#### ⑥ その他の取組

##### 【重点的取組】

- ◆ 市内小学生を対象とした、本を読んだ感想を絵画に表現した作品のコンクールである読書感想画コンクールを開催し、読書に親しむきっかけづくりを推進します。

### (3) 中学校期

中学校期は、身体的にも精神的にも成長の著しい時期であり、その変化の度合いによって個々の個性が明瞭に現れてきます。部活動などで生活時間が変わり、読書活動についても個人差が生じてきます。本を読まない割合が激増する時期です。

#### ① 家庭での取組

学校での授業や部活動に対する時間が増え、学校生活が充実するこの時期に、家庭での読書環境が重要になってきます。時間を有効活用して、読書活動をバランスよく行うことが課題です。

---

(※11) 紹介ポップ：利用者の目に留まりやすいように図書を紹介した小さな看板。

【重点的取組】

- ◆ 図書館や書店、インターネットを利用し、子どもが本に親しむ機会が増えるように努めます。
- ◆ タブレットを読書活動に使用することで、読書に親しむ環境を推進します。

② 中学校での取組

朝の読書タイムを設け、読書に親しむ時間を確保しています。

学校図書館には、図書館システムを導入し、検索、貸出管理を行っています。また、2週間に1、2回の頻度で、市の図書整理員が図書の受入れ、蔵書点検、廃棄をしています。

【重点的取組】

- ◆ 生徒が興味を持てる図書や調べ学習に必要な資料など、多様な図書資料を備えていきます。
- ◆ 学校図書館に足を踏み入れやすい雰囲気をつくり、生徒の来館を促します。
- ◆ 目的の図書や資料が容易に探せるよう、配置を工夫します。
- ◆ 生徒に学校図書館の利用方法を教え、読書活動、調べ学習活動の支援を行います。
- ◆ 学級活動や授業の中で学校図書館を利用する機会を増やします。
- ◆ 読書タイム、読書週間、読書月間などを設け、自主的に本と向き合い、読書の習慣を身につけられるよう支援を行います。
- ◆ 委員会活動と連携して、図書利用を促す各種イベントを開催します。
- ◆ 図書整理員や図書貸出返却用端末の適切な配置や、必要な図書の購入を図ることで、生徒の読書活動を推進します。

③ 図書館での取組

図書館子どもまつりでサポーターとしての参加者を募集し、図書館イベントを実施する側として体験する機会を提供しています。また、職場体験実習を受け入れ、図書館の役割や仕組みを理解してもらうよう努めています。

【重点的取組】

- ◆ 館内にティーンズコーナーを設け、読書に興味を持てるよう工夫します。
- ◆ 図書館子どもまつりサポーターへの参加を呼びかけていきます。
- ◆ ティーンズ向けに SNS を活用した情報発信に努め、図書館や読書に親しむきっかけづくりを進めます。

#### (4) 成人期（義務教育終了後）

自主的で多様な読書活動を行いながら、一方で、次世代が読書に興味を持てるよう働きかける役割を担っています。

##### ① 地域での取組

身近なところで情報を得ることや読書を楽しむことができるよう、地域にある施設を有効に活用していく必要があります。

公民館、石ヶ瀬会館では図書室を設置し、利用者に貸し出しを行っています。また、公民館、石ヶ瀬会館に加え、歴史民俗資料館では図書館とネットワーク化したシステムが整備され、図書館の蔵書を各館で貸出返却できる仕組みが整っています。

また、至学館大学との連携協定により、図書館の利用登録者は大学附属図書館を利用することができます。

##### 【重点的取組】

- ◆ 公民館、石ヶ瀬会館で求められる、地域や館の特色を生かした図書を整備します。
- ◆ 図書館の図書を近くの公民館等で受け取り、返却できることを周知し、利用を促進します。
- ◆ 専門性の高い資料を求める利用者に対し、地域にある施設と連携し、資料や読書環境が提供できるよう努めます。
- ◆ 対象者に合わせた情報発信に努め、図書館や読書に親しむきっかけづくりを進めます。

##### ② 福祉関係団体での取組

朗読、ブックトークなど、高齢者や障がいのある方への読書活動支援のため、福祉施設やボランティアとの連携や協力をさらに進めていく必要があります。

##### 【重点的取組】

- ◆ ボランティア団体と連携して朗読会、読み聞かせ会等を行います。
- ◆ 図書館の団体貸出の利用促進を図ります。
- ◆ 障がい等の特性に応じた図書利用サービスの情報を提供します。
- ◆ ボランティア活動に必要な点字プリンターの活用や電子書籍等で読書が可能になる環境整備に努めます。

### ③ 図書館での取組

新しい情報を取り入れ、社会の変化に対応するため、迅速な資料・情報の収集を進める必要があります。

図書館子どもまつりでサポーターとしての参加を募集し、図書館イベントを実施する側として体験する機会を提供しています。また、職場体験実習を受け入れ、図書館の役割や仕組みを理解してもらうよう努めています。

#### 【重点的取組】

- ◆ 図書館ボランティアの活動を広く知らせ、参加者の拡大を図るとともに、各団体、個人の交流を促し、活動を支援します。
- ◆ 利用者がくつろいで読書をしたくなるような空間の整備に努めます。
- ◆ 最新の情報を活用できる図書館を実現するため、利用者のニーズに対応し、多様で新鮮な資料・情報の収集、電子図書館システムにおけるコンテンツの充実に努めます。
- ◆ 郷土資料の収集、デジタル化も含めた保存に努めます。
- ◆ 電子書籍、A V 資料、大活字本（\*12）など、高齢者や障がいのある人にも利用しやすい資料の充実に努めます。
- ◆ ビジネスの分野の資料を集め、就労、起業を支援するコーナーをつくれます。
- ◆ 図書館を身近に感じてもらうきっかけづくりとして、また、人と人とが交流しながら学び、楽しむ機会として、各種講座やバリアフリー上映会を実施します。
- ◆ 利用者が、必要とする情報へ円滑にたどり着けるよう、調べものをお手伝いするサービス（レファレンスサービス）の充実に図ります。
- ◆ 図書館職員の知識、技能向上のため研修の充実に図ります。
- ◆ 障がい等の特性に応じた図書利用サービスの情報の周知に努めます。
- ◆ 学校、福祉団体など、各種団体への貸し出しを促進します。
- ◆ 高等学校、大学と連携した事業を展開していきます。
- ◆ 高等学校、大学とレファレンスの相互協力を推進していきます。

---

（\*12）大活字本：高齢者や視力の弱い人のために、通常より大きい活字で印刷、作成された本。

## 2 読書活動推進のための環境整備

### (1) 図書館の環境整備

#### ① 主なサービスと事業の現状（2021（令和3）年度）

##### ◆ 貸出サービス

###### 〔点数〕

一人につき、マンガ、AV 資料を5点を上限として、図書資料 20 冊（歴史民俗資料館、各公民館、石ヶ瀬会館で借りた本を含む。）までです。

###### 〔期間〕

図書、紙芝居、雑誌は2週間、マンガ、AV 資料（CD、DVD、ビデオ、カセット）は1週間です。

##### ◆ 電子図書サービス

手続をした上で、市内在住者がパソコン、携帯電話などから電子書籍を読むことができます。また、音声読み上げ機能も備えています。貸出期間は2週間です。

##### ◆ 予約サービス

図書館の資料が貸出中の場合、順番待ちの予約をすることができます。

一人につき、図書資料 10 冊まで（内、マンガ・AV 資料 5 点まで）

##### ◆ リクエストサービス

図書館が所蔵していない図書は、リクエストすることができ、他の図書館から借り受け（相互貸借サービス）、又は購入して貸し出します。

リクエストは、一人につき、年間（4月～翌3月）10 点までできます。

##### ◆ レファレンスサービス

図書館の資料、データベースを使って、調べものや資料、情報探しのお手伝いをします。図書館の調べ物のお手伝いカウンター（レファレンスカウンター）で直接受け付けるほか、図書館ウェブサイトから申し込みができます。電話、メール、FAX でも受け付けます。

##### ◆ ICT コーナーとフリーWi-Fi

ICT コーナーでネット用パソコン（10 台）が利用可能です。利用時間は、1 時間です。館内では、持ち込みパソコン及びフリーWi-Fi が利用できます。

##### ◆ 複写サービス

図書館の資料のみ、著作権法に定められた範囲内で複写できます。

##### ◆ 団体貸出サービス

貸出冊数 100 冊 貸出期間 1 カ月

##### ◆ 宅配サービス

市内在住の、1 人での来館が困難で、支援してくれる方が近くにいない方で、75 歳以上又は障がいをお持ちの利用登録者に、無料で資料を配達します。

◆ 点字・録音資料の郵送サービス

市内在住で視覚に障がいのある方を対象に、点字・録音資料（１度に 20 点まで、貸出期間 30 日）を無料郵送するサービスです。

◆ 対面朗読サービス

市内在住で視覚、色覚に障がいのある方や身体の障害などで本をめくることが難しい方、なんらかの障がい活字による読書が難しい方に、館内の対面朗読室で朗読者が直接読むサービスです。

◆ 読書支援機器の貸出サービス

館内でルーペ、拡大読書器が利用できます。

② 重点整備事項

図書館は、楽しみのための読書資料や、知識や情報を得るための資料など、幅広く質の高い資料を整備することが重要です。

◆ 子ども対象の読み聞かせや各種イベントの充実、児童コーナーの環境整備などを通して、子どもが生涯にわたり読書に親しめる大人になるための素地を養えるように努めます。

◆ 地域の歴史や文化を伝える資料・情報を収集し、保存と提供に努めます。

◆ 地域の貴重な資料を多くの人に利用してもらえよう、デジタル化し、広く公開することを進めます。

◆ 市民が地域や暮らしの課題解決に役立てることができる、健康、福祉、環境、防災、まちづくり等の資料・情報の充実と提供に努めます。

◆ 外国人市民に、日本での生活で役に立つ知識や日本の伝統、文化を伝える本や、市民が外国の情報を得たり、言語を習得したりするための外国語の資料を整備し、提供していきます。

◆ さまざまな障がいを持つ方が、情報を得たり、学習したりすることができるよう資料を整備し、利用しやすい環境やサービスを提供するとともに、図書館やサービスを利用してもらえよう情報発信に努めます。

## （２）読書活動を支えるボランティアへの支援

本の魅力や読書の大切さを伝えていく活動を図書館や学校などとともに進めたり、図書館資料を良好で探しやすい状態で利用者に提供したりするために、ボランティアの存在は大変重要です。ボランティアが増え、活発な活動を広げる支援が必要です。

- ◆ ボランティアを始めるきっかけとして、講座や体験の機会を提供し、参加を呼びかけます。
- ◆ ボランティア団体や活動内容の情報を市民に提供し、ボランティアが喜びや楽しみを感じられる活動の機会を提供します。
- ◆ 図書館や学校などの施設において、ボランティアの活動の場を広げます。

## （３）地域・関連機関の連携と協力

地域での読書活動を活性化するためには、図書館をはじめ、児童（老人福祉）センター、公民館などの公共施設や高等教育機関など関連する機関が情報を共有し、相互に連携して読書をしやすい環境づくりに取り組むとともに、ボランティアに活動の場を提供していく必要があります。

- ◆ 図書館と公民館図書室等が連携した資料の貸出返却の仕組みを、必要とする人が利用できるよう、周知していきます。
- ◆ 地域で活躍するボランティアの情報収集に努め、活動を支援します。

## [資料編]

### 1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）

#### （目的）

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### （基本理念）

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### （国の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の努力）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### （保護者の役割）

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### （関係機関等との連携強化）

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4 月 23 日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 2 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次基本計画）（平成30年4月文部科学省）の概要

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年）に基づき、子どもの読書活動に関する施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにしたものです。最初の基本計画が平成14年8月に策定され、おおむね5年ごとに計画の見直しが行われています。

第4次基本計画は、第3次基本計画（平成25年5月）における成果や課題を検証し、成果としては、図書館の増加及び図書館の児童の貸出冊数の増加、ボランティアの活動を行う者の増加、学校における「朝読書」の普及等の取組みが進んでいることを挙げています。一方、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあること、学年と地域における取組の格差が顕著に出ること等が課題とされています。

第4次基本的計画の基本的な考え方は第3次基本計画を踏襲していますが、目標値の見直しをするとともに、具体的な取組方法を紹介する等して、読書活動推進の方向性を明示しています。

### 1 市町村計画の策定率の向上

88.6%の市で策定（平成28年度）→概ね5年後100%を目指す。

### 2 不読率の改善

今後10年間で不読率の半減を目標に、概ね5年後には小学生は2%以下、中学生は8%以下、高校生は26%以下を目指す。

### 3 地域における子どもの読書活動の推進

図書館資料、施設等の整備・充実や、学校図書館やボランティア等との連携・協力、司書等の配置・研修の充実により、地域の読書環境の推進に努める。

### 4 学校等における子どもの読書活動の推進

幼稚園・保育所等における絵本や物語に親しむ活動の充実、学校における読書習慣の形成や読書機会の確保、学校図書館の整備充実等を図っていく。

### 5 普及啓発活動の推進

「子どもの読書の日」（4月23日）の啓発や、優れた取組の奨励（地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰）を行い、特に子どもの読書活動の普及啓発活動を広める。

### 3 文字・活字文化振興法（平成 17 年法律第 91 号）

#### （目的）

第 1 条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵（かん）養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

#### （基本理念）

第 3 条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、全ての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、全ての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵（かん）養に十分配慮されなければならない。

#### （国の責務）

第 4 条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第 6 条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第 7 条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前 3 項定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵（かん）養）

第 8 条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵（かん）養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵（かん）養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第 9 条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第 10 条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第 11 条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10 月 27 日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第 12 条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 4 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成 17 年法律第 91 号）第 2 条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第 11 条第 2 項及び第 12 条第 2 項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

#### （基本理念）

第 3 条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- （1） 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されることが。
- （2） 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- （3） 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、第 3 条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第 6 条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第 2 章 基本計画等

（基本計画）

第 7 条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- （2） 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第 8 条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第 1 項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前 2 項の規定は、第 1 項の計画の変更について準用する。

第 3 章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第 9 条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第 10 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(1) 点字図書館等から著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 37 条第 2 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

(2) 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第 11 条 国及び地方公共団体は、著作権法第 37 条第 1 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第 18 条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第 12 条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第 13 条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第 14 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第 15 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第 16 条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第 17 条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第 4 章 協議の場等

第 18 条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第 10 条第 1 号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 5 策定の経過

2021（令和3）年

- 4月18日 大府市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 意見交換会（視覚障がい者等）での意見聴取
- 4～6月 市長部局・教育委員会（小中学校含む）担当部局聞き取り
- 6月30日 第1回おおぶ文化交流の杜図書館運営委員会へ案を提示、意見聴取
- 10月6日 第2回おおぶ文化交流の杜図書館運営委員会へ案を提示、意見聴取
- 12月14日 総務委員協議会へ報告
- 12月17日 全員協議会へ報告
- 12月24日～1月24日 パブリックコメント実施

2022（令和4）年

- 2月9日 おおぶ文化交流の杜図書館運営委員会へ改訂最終案確認
- 3月 改訂版策定

## 6 おおぶ文化交流の杜図書館運営委員名簿（委員は50音順）

|         |      |
|---------|------|
| 藤澤 幸子   | 委員長  |
| 伊佐治 多美子 | 副委員長 |
| 岡田 知之   | 委員   |
| 加古 有子   | 委員   |
| 小林 英恵   | 委員   |
| 鈴木 善博   | 委員   |
| 村井 尚美   | 委員   |
| 山川 剣    | 委員   |

## 7 事務局名簿

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 信田 光隆 | 大府市 市民協働部長              |
| 田中 雅史 | 大府市 市民協働部 文化交流課長        |
| 大河内 司 | 大府市 市民協働部 文化交流課 文化振興係長  |
| 永露 真佳 | 大府市 市民協働部 文化交流課 文化振興係主任 |

大府市読書活動推進計画 2 0 2 6

発行年月 2022（令和4）年3月

編集発行 大府市（事務局：文化交流課文化振興係）

〒474-8701

愛知県大府市中央町五丁目 70 番地

（電話）0562-47-2111（代表）

（E-mail）[bunka@city.obu.lg.jp](mailto:bunka@city.obu.lg.jp)